

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月22日認可した。

平成28年2月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥谷下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）信谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）日名代南地区